

# 通年勤労働員態勢下の立教中学校（一）

― 動員をめぐる諸問題と学徒隊を中心に ―

安達宏昭

はじめに

第一章 勤労働員の通年化と教育（以上、本号）

第二章 「決戦教育措置要綱」下の動員と教育（以下、

次号）

おわりに

はじめに

一九四四年二月二十五日、政府は「決戦非常措置要綱」を閣議決定して、中等学校以上の学徒に対して、一年間を通した通年動員を実施することとし、四月から通年動員が始まった<sup>①</sup>。さらに、一九四五年三月一八日には「決戦教育措置要綱」を閣議決定して、国民学校初等科

を除いて、授業を一年間停止し、「全学徒ヲ食糧増産、軍需生産、防空防衛、重要研究其ノ他直接決戦ニ緊要ナル業務ニ総動員ス」とした<sup>②</sup>。

本稿は、このような通年勤労働員の態勢のもとに置かれた状況において、中等学校が教育の諸問題にどのように対応したのかを、立教中学校の事例を通して明らかにすることを目的としている。また、動員の組織である学校報国隊と戦争最末期に設置された学徒隊についても、考察を加えたい。

この時期の教育と勤労働員に関する先行研究を概観すると、まず安川寿之輔、逸見勝亮の研究が挙げられる<sup>③</sup>。そこでは、非合理的な教育がなされ、教育の否定に陥ったことが指摘されている。次に山本哲生の研究があり、

学徒勤労令などの制度形成や勤労動員の各県における状況を示している<sup>4)</sup>。また出井善次の研究は、神奈川県、浅野綜合学校を取り上げ、学校に保存されている職員常会の記録を使用し、校長から職員に文部省や地方長官からの通達が伝達される様子や、動員先での回想を通して、戦時期の中等学校が置かれた状況を提示した<sup>5)</sup>。池田健一は、戦時下の海城中学校において、校長が教育方針や指示事項を記入した後に教員に回覧された「職員回覧簿」の資料紹介を行っている<sup>6)</sup>。齊藤勉は、東京都の中等学校以上の勤労動員について詳細かつ網羅的な研究を行った<sup>7)</sup>。その研究は、各学校史や新聞記事を使って、動員先の工場状況だけでなく、動員態勢の変遷についても詳細に分析し叙述している。一方、徳竹剛は、大学という高等教育機関であるが、動員先の状況を詳細に分析している<sup>8)</sup>。すなわち、一九四五年における東北帝国大学法文学部一年生の中島飛行機伊勢崎工場への動員を、学生の様子も含めた動員先に関する状況を記録した大学側の大量の史料を使って明らかにし、学徒隊発足をめぐる文部省・大学と陸軍の駆け引きも詳述され、学徒隊を考察する上で欠かせないものである。立教中学校に関する研究では、伊藤俊太郎による「立教中学校二十世紀」および『立教中学校一〇〇年史』が、中学校の様子を網羅的に記述している<sup>9)</sup>。ただ、この時期を生きた

中学生の様子を描写することに重心が置かれ、様々な事実の指摘はなされているが、それらのことが持つ教育史的意義への関心は薄い。

本稿では、このような先行研究をふまえて、以下の四つの点に注目したい。第一に、旧制立教中学校資料を構成する『諸通達綴』『官公往復文書』『報告書類』等に含まれる多くの東京都教育局の通達を使用し、立教中学校側の『教務日誌』や報告書類と照合して、実施状況を明らかにしたい<sup>10)</sup>。すなわち、学校側に一番近い行政機関からの指示によって、中等学校がどのように動いたか、または動かされたのかを分析する。このことは、先行研究と異なる本稿の特色になると考える<sup>11)</sup>。第二に、勤労動員とそれに関連する教育施策が、地域の状況にに応じてどのように具体的に実行されたのかを明らかにすることである。東京都教育局からの通達は、文部省の通達を東京都内の地域状況にあわせて伝達していることが多い。それゆえ、東京都が抱えていた固有の問題に着目していきたい。第三に、動員に伴う諸措置が、次第に整備されていくという点である。通年動員は「非常措置」として実施されたため、動員当初から諸措置が定まっていたわけではなかった。このことは、動員される学校側にとっても大きな問題となっており、学校の対応を見ていく上で必要な観点と考える。第四に、徳竹剛が明らかにした

学徒の組織化をめぐる文部省と陸軍の主導権争いが、東京ではどうであったかということである。諸通達を通して、学徒隊の編成過程を明らかにするなかで、この点に注目したい。

筆者はすでに、戦時動員と立教中学校の関係について分析してきたが、一九四四年四月の通年動員が開始されたところまでであった。<sup>(12)</sup>したがって、本稿はこれまでの筆者の研究の続編に当たるとする。なお、本稿においては、あくまでも通年動員態勢下において中等学校が教育などに関して直面した問題を明らかにすることを主眼とするために、動員先での具体的な状況については詳しく触れることができない。<sup>(13)</sup>勤労動員に関する諸対応と、動員組織であった「学校報国隊」「学徒隊」に関する指示と組織・制度について論じるところと異なる。立教中学校の『教務日誌』<sup>(14)</sup>を多用するため、この史料からの引用については、本文中の「」の後に日付を附すにとどめ出典を注記しない。

## 第一章 勤労動員の通年化と教育

### (一) 通年動員の開始と制度整備

#### 一 五年生の動員と対応の遅れ

一九四四年三月七日に「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱」が閣議決定され、三月二六日には文部省は「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校別学徒動員基準」を決定し、二九日には各地方長官に通牒した。これにより学校別に動員方針、出勤先が定められ、中等学校においては、高学年より順次動員が工場事業場に配置されることになった。<sup>(15)</sup>東京都では、四月初旬から動員が実施された。最初の動員は工業学校や商業学校などの職業学校が対象で、航空機関係九七工場に動員された。<sup>(16)</sup>

立教中学校へは、四月中旬に出勤が命じられたようである。二二日に「第五学年作業出勤壮行式」(4/22)が行われ、二四日から「第五学年勤労報告作業開始」(4/24)となった。この動員は、齊藤勉の研究によれば、東京都の中では第二次動員にあたるもので、中学校五年生を対象に、七二校一三〇〇〇人が一一〇工場に配置された中に位置づけられる。<sup>(17)</sup>立教中学校五年生の動

員先は、陸軍第一造兵廠であった。動員人数は、当初は一五七名であったが、上級学校・軍学校への進学のため減少したため、七月一〇日段階で一四六名となっており、予定では九月三〇日までの動員であった<sup>(35)</sup>。そして、陸軍第一造兵廠への動員の中では、比較的早い時期に実施されたようである<sup>(36)</sup>。

一九四四年四月から開始された通年動員は、政府や行政側の制度的な準備が整わない中で実施されたものであった。動員関連の諸通達が東京都から各学校に発せられるのは、五月に入ってからで、それまでは、後述するような通年動員に伴う教育内容、成績評定、報償金などの問題については、明確な指示が出されていなかった。四月七日に東京都から「決戦非常措置要綱ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱<sup>(37)</sup>」が通達されたものの、通年勤労働員があった場合には、これを「修練」として実施し、「現場ニ於ケル訓育、輔導ノ根本方針ハ予メ学校ニ於テ之ヲ定メ現場ノ教育的環境ト勤勞能率ノ向上トヲ考慮シ具体的ニ実施スルコト」や、教科教授については「現場ニ於ケル余暇ヲ活用シテ教科教授ト勤勞作業トノ関連ニ留意シ生徒ノ指導ヲ為スコト」、「教科科目ノ配分並ニ教科内容ニ付年間ヲ通ジ重点的取扱ヲ為シ得ル様計畫実施スルコト」などと、学校ごとに任されており、さらにその基準は明確でなかった。通年動員は、まさに

「非常措置」として緊急に進められたのである。

五月に入ると東京都は、「決戦非常措置要綱ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱実施基準並ニ生徒ノ成績評定基準ニ関スル件」を一日に<sup>(38)</sup>、「工場事業場等学徒勤労働員受入側措置要綱」(以下、「受入側措置要綱」<sup>(39)</sup>)と「工場事業場等学徒勤労働員学校側措置要綱」(以下、「学校側措置要綱」<sup>(40)</sup>)を二〇日に各校に通達した<sup>(41)</sup>。そして、動員実施を円滑に進めるために、これらの通達の趣旨を伝達する内容で、各校の教職員に対する講習会を開催した。まず、五月二九日から六月二日までの四泊五日で、「現場指導監督教職員」に対する「錬成講習会」を開催し、各校に適任者の派遣を求めた<sup>(42)</sup>。これに対して、立教中学校では、「阿部氏、本日ヨリ六月二日(金)マデ五日間、養正館ニ於ケル勤労働員ニ関スル講習会ニ出席。(宿泊錬成)」(5/29)した。さらに、五月一六日には、三回に分けて三名の教職員と校長の出席を求める講習会の開催を通知した<sup>(43)</sup>。これに対しても、立教中学校では、「高橋(昊)氏、学校長ノ代理トシテ養正館ニ出張。勤労働員ニ関スル講習会ナリ」(6/3)、「野崎氏、養正館ニ出張。(勤勞作業講習会)」(5/30)、「山本氏、勤労働員ニ関スル講習会ノタメニ養正館ニ、(中略)出張」(6/7)「浅越氏ハ勤労働員ニ関スル講習会(養正館ニ於ケル)ニ、(中略)出張」

(6/14)と三回とも出席した。さらに、五月末には、「学校長及花房、造兵廠ニ五年勤労作業視察。午後、帰校執務」(5/31)と造兵廠への視察を実施した。

このように、立教中学校を始めとする各中等学校では、五月から六月にかけての通達や講習会を通して、通年動員の実施をめぐる諸措置について理解を深めたと考えられる。さらに動員から二ヶ月経ち、また視察なども通して、現場の状況も理解したと思われる。立教中学校では、ようやく六月二四日に開催した保護者会において、五年生の保護者に対して、詳しい動員の説明を行った。その様子は以下のとおりである。「五年級ハ勤労動員出勤中ニ就キ之ヲ一括シテ左ノ順序ニヨリ之ヲ行ヘリ。出席者。校長・高野軍事教官・花房・阿部・三主任。造兵廠ヨリ奥大尉外一名。イ、国民儀礼。ロ、校長ヨリ。▽勤労動員ニ関スル趣旨▽授業及上級学校入学ニ関スル措置ニ就テ説明アリ。ハ、阿部氏ヨリ▽作業現況▽工場管理(健康・病氣・負傷・保険・食事・通勤・作業時間・警戒下作業等)▽家庭、学校、工場ノ密接ナル連繫ニ就テ詳説ス」(6/24)。

これに対して保護者からは以下のような十一項目の具体的な質疑が出た。「▽被服ノ件　▽作業時間交代ノ件(夜間作業開始セラル、トキ)▽食事給与ノ件(一日一合一勺現在)　▽遅刻・早退ノ件　▽対工具関係ノ件

▽上級学校進学ニ就テ内申推薦ノ件　▽病氣ノ為、隔日通院中ナルモ勤労成績ニ関係スルカ　▽身体検査ニツキ後日特ニ通知ナキ者ハ健康者ト認ムルカ　▽作業種目毎日変動スルモ之ハ一作業ニ固定熟練セシメラレタシ　▽旋盤作業ハ結核ヲ誘致シ易シ　▽火曜(二週一日出校日)ノ教練態度如何」(6/24)。この保護者の質問からわかるように、通年動員が始まって二ヶ月が経とうとする時点において、立教中学校は保護者に対してようやく工場などでの労働や授業・進学について説明はしたものの、その細部に関しては依然として明確ではなかったのである。このことは、東京都から細かな指示が出されていなかったためであった。しかし、六月二六日からは、「五年、造兵廠ニ於ケル夜間作業本日ヨリ開始」された。動員期間が二ヶ月経ち、「受人側措置要綱」に書かれていた深夜就業を行わせない期間を越えたためであった。勤労作業そのものは、進展していたのである。

## 二 報償金の問題と更なる動員

通年動員が始まっているにもかかわらず、対応が遅れていたことの一つで、学校にとつて強い関心があったのは、生徒に対する報償金の支払いであった。五月に通達があった「受人側措置要綱」では、報償金について「学徒勤労ニ対スル報償ハ学校報国隊ノ協同業績ニ対シ納付

セラルルモノナルヲ以テ一括学校報国隊ニ納付スルコト」とあり、学校側に支払われることになっていった。そして、「基本報償算定基準」の一人当たり月額は、中等学校第三学年以上は五〇円となっていて、決して少ない金額が示された。このため、立教中学校では、諸通達の綴とは別に『学徒報償金二関スル文書』という綴を作成し、報償金に関する通達を、他の文書とは別に管理した。

とはいっても、この報償金についても、対応は遅れていた。実際に、報償金の支払いは、七月に入ってからであった。まず、「学校側措置要綱」では、「勤労期間中ニ於ケル学徒ノ授業料、其ノ他教育上学徒ヨリ徴収スル経費ハ報償金中ヨリ徴収シ得ル範圍ニ於テ之ヲ徴収スルコト」とされていたが、その基準は明確ではなかった。また、報償金の月額についても、すぐに北海道長官から高すぎるとの疑義が提出された。すなわち「基本報償算定基準額ハ一般工場、事業場ニ於ケル最高初給賃金ヨリ遙ニ高額ニシテ従来真面目ニ職場ニ挺身シツツ在ル一般工員ニ対シ思想上及ボス悪影響相当大ナルベキ予想セラルル」とし、「各廳府県ニ於テハ右金額ノ枠内ニ於テ夫々各地ノ実情ニ即スル如ク規定実施シ得ルモノナリヤ」との質問が出されていた<sup>83)</sup>。これに対して厚生省は、「基本報償ハ全国一律ニ実施スベキモノニシテ工場事業場ニ

於ケル金額ノ変更ハ認メザル趣旨ナルコト」とし、むしろ「一般工員給与ノ是正ヲ図ル」べきだと回答した<sup>84)</sup>。

七月に入つて、東京都は報償金を管理する学校に、その經理について「工場事業場等ニ於ケル学徒ノ勤労ニ対スル報償經理ニ関スル件」を通達した<sup>85)</sup>。ここでは、これまで「受人側措置要綱」「学校側措置要綱」があるが、「当分ノ間左記ニヨリ經理ノ適正ヲ期セラレ度」とし具体的に以下の指示を出した。基本報償金からは授業料などの教育上必要な経費を差し引くことができる、ただし学徒の出勤により不要となった経費（例えば実験実習費、旅行積立金、教練費、作業費など）は除外すること、そして、徴収する費目と金額はあらかじめ教育局総務課宛に報告しておくこと、こうして基本報償金から経費を控除し残余がある場合には学徒に交付すること、ただし、残余金額が二五円以上の場合には二五円、二五円未満の場合には全額交付すること、そして、交付金は原則として父兄に交付し、学徒の所要経費に充てる以外はなるべく貯金などに充てるよう指導すること、特別報償金は各出勤先を一括して指示があるまで学校報国団特別会計として保管すること、報国団の報償經理担当者は報国隊別出納明細書を毎月作成して、五月末と一一月末に累計を出して次月に報告すること、などである。さらに動員先への「派遣職員ニ関スル経費等ニ就イテハ別途

指示」とのことであった。

これをうけて、立教中学校では、七月二八日に学校長から「学徒ノ勤勞ニ対スル報償經理ニ関スル件」を教育局総務課に提出した<sup>(31)</sup>。指示のあった徴収する費目と月額について、授業料七円五〇銭・報国団費一円・母の会費二円の合計一〇円五〇銭を基本報償から差し引くという報告であった。そして、七月三〇日付で、学校長から保証人への通知が出されたようである。そこでは、「七月二十二日六月分勤勞報国団報償金受領致候就ては上司指示の如く左記金額相渡候間御受取被下度候（中略）追て四月分及五月分については工廠より精算あり次第御通知可申上候<sup>(32)</sup>」とかかれ、報償金の四月分と五月分が工廠側から未払いで、六月分を七月末になって初めて保証人に支払うことになったことがわかる。ただし、この通知は原稿であったため、各人にいくら支払われるのか記載は全く不明である。かくして、生徒に報償金が支払われることになったようであるが、報償金の制度については、動員先への派遣職員の経費の問題も含めて、九月まで整備に時間がかかることになる。これについては次項で取り上げる。

さて、この間にも通年動員は拡大していた。齊藤の研究によれば、東京都では六月末までに五次にわたる動員が、学校の種類や学年別に実施され、高等女学校や女子

実業学校にまで拡大するとともに、学年も四年生までに及んでいた<sup>(33)</sup>。立教中学校では、この分類よりも、さらに遅い時期に四年生の動員命令が通達された。七月四日に「四年級ニ対シ、鐘淵デゼール其他三工場ニ於ケル勤勞動員出動命令、東京都庁ヨリ通報アリ、阿部氏、先ヅ兵器補給廠ニ至リ（先約アリタルニヨリ）次デ四工場ヲ巡察ス」（7/4）、七月一八日に、「朝礼後、四年勤勞出動壮行式」（7/18）、七月二〇日には「四年級、各組別ニヨリ本日ヨリ勤勞作業ニ出動」（7/20）ということとで、一組は大日本油脂、二組は鐘ヶ淵ディーゼル、三組は明治製革、四組は大岡製鋼へと組ごとに入所した。学校側は、引率教員のほかに、「阿部氏ハ鐘淵デゼールノ入所式ニ列シ、大日本油脂及大岡製鋼巡視、花房八明治製革ノ入所式ニ列シ、大日本油脂巡視」（7/20）した。

動員数の拡大に対応して、東京都では、七月二〇日に「学徒動員受入側措置ニ関スル件」を通達した<sup>(34)</sup>。これは、「受人側措置要綱」の細目に関して規定するものであった。学徒の作業種目、就業時間、休憩時間及び休日の決定にあたっては、工場側は学校側と充分協議の上で決定し、もし意見が一致しない場合には、所管労務監督官と東京都教育局の指示に従うとしており、協議連絡のために工場長や学校長などによる学徒勤勞委員会の設置

を指示していた。多くの動員により、順調に動員がでない工場もあったことが予想できる。そして、作業指導については、学徒二〇名ないし三〇名につき専任作業指導者一名を配置することや、施設の充実（更衣室などだけでなく読書のための腰掛を用意するなど含まれている）、健康診断の実施（年二回以上のレントゲンによる精密検査など）、給食用物資の配給を、七月二五日から変更して事業場の労務者と同じ配給量にする（そのための証明書のひな型も添付されている）など、立教中学校の保護者会で出ていた労働上の質疑に対応するものも少なくなかった。おそらく、多くの学校からの要望があったことが推測できる。こうして、東京都では勤労作業現場での細かな規定も定められたのであった。

この間、東京都では、学校隣組の整備も行った。七月一日に作成された「東京都中等学校隣組一覽(案)規定案」<sup>(36)</sup>では、「学校相互ノ和親協力ノ体制ヲ確立」することを目的とし、「共同研究」するものとして、「学徒勤労働員」や「学校防空」、さらに「設備ノ相互利用」として、出勤できない生徒を一括して授業を行う「特設学級」の設置が挙げられていた<sup>(37)</sup>。学校の種類ごとに組が編成されて、立教中学校は「男子中等学校ノ部」の第四部（都立九中が幹事）に所属することになった。七月一日に「高橋（昊）氏、学校隣組打合せノ為、午後二時

ヨリ都立一中ニ出張」（7/11）とあり、学校長から校内には七月一八日に結成の報告がなされた。学校間で情報や設備・授業を共有するような態勢がつくられ、勤労働員を円滑に進める整備が進められたのである。さらに、八月一四日の東京都の通達では、この隣組常会は、「公的ナモノニシテ本部ニ於テハ各学校長ニ指示スベキ事項ヲモ此ノ常会ヲ通ジ伝達スベキ場合アル」とし、校長の毎回の出席を求めており、東京都からの伝達機関としての役割も担っていたのであった<sup>(38)</sup>。

### 三 学徒勤労令の制定と報償制度の整備

八月二三日に学徒勤労令が制定された<sup>(39)</sup>。この勅令については、第三条に「勤労即教育」という理念が盛り込まれ、教育の変質の観点から指摘がなされてきた。また、山本により案文から正文にいたる修正の過程も明らかになっている<sup>(40)</sup>。本項では、こうした先行研究をふまえて、制度整備の側面から検討を加える。この勅令は、閣議決定「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒勤労働員実施要綱」の法制化を図ったものであったが、重要なことは第一条に記された「学徒ノ勤労協力及之ニ関連スル教職員ノ勤労協力」を「学徒勤労」と総称して、それに関する命令を国家総動員法第五条に基づくとしたことであった。これ以前は、学徒の勤労協力は国民勤労報国協力令

に基づくものであった。すなわち、学校報国団の隊組織である学校報国隊を、国民勤労報国隊と見なして、勤労協力を命じていた<sup>(6)</sup>。このため、出動要請は厚生大臣または地方長官であり、監督は厚生大臣であった。また、この段階の学校報国隊は文部省訓令により組織化されたものであり、教職員の生徒に対する指導については動員のなかで位置づけが明確ではなかった。しかし、生徒勤労令の制定は、学校報国隊を法令による組織として位置づけ、文部大臣と地方長官の学校報国隊や事業場に対する監督権限を明確にした。そして、教職員の指導も「生徒勤労」として動員の対象とした。

これらのことは、文部省が整備してきた通年動員に関する指示や諸機関への監督を強固とすることになったと考えられる。さらに、本稿で取り上げてきた報償制度についてみれば、その制度が整うことになった。具体的には、未定となっていた動員先への派遣教職員に対する経費の支出が明確になり、生徒への報償に関する制度も確定したのである。第五条では、「生徒勤労ニ要スル経費ハ（中略）生徒勤労ヲ受クル者之ヲ負担スルモノトス」と明確化し、その施行規則により負担すべき経費は「生徒勤労ニ対スル報償」とした<sup>(7)</sup>。このことにより、「生徒勤労」に含まれることになった教職員の勤労協力、すなわち派遣教職員の経費も事業場が負担することに

なったのである。

このことは、その後に出された二つの通達で確認できる。九月一三日に文部次官から通達された「生徒勤労派遣責任教職員ノ指導ニ関スル件」<sup>(8)</sup>では、「生徒勤労令ニ依リ生徒勤労動員ハ生徒ノ勤労協力ト共ニ之ニ関連スル教職員ノ勤労協力ヲモ含メ教職員自身学校報国隊ノ一員トシテ国家総動員業務ニ協力スベキ態勢ノ確立ヲ見タル」と、生徒勤労令が教職員の活動に与えた意義を明確に述べていた。そして派遣教職員に対して「生徒ト共ニ作業ニ挺身シ以テ生徒ヲ薫化誘掖スルト共ニ飛躍の生産効率ノ向上ニ貢献スルヲ念トスベキ」と、生徒とともに勤労に「挺身」することを求めていた。もう一つは、この通達の前に出された九月三日に文部省総務局長等から通達された「工場事業場等生徒勤労動員ノ報償取扱細目ニ関スル件」<sup>(9)</sup>である。この通知の別紙「工場事業場等生徒勤労動員ノ報償取扱細目」（以下、「報償取扱細目」と略記）では、受人側事業場が、派遣責任教職員などに旅費や残業・深夜就業などの特別勤務手当を本人に直接交付するほか、「常時勤務者一人ニ付月五十円ノ割ヲ以テ算定セル謝金ヲ学校報国隊ニ送付スル」と定めていた。そして、その謝金の一〇分の一を報国団特別会計に繰り入れる以外は、「部下教職員ノ実勤務ニ応ジ之ヲ支給スルコト」としていた<sup>(10)</sup>。

この「報償取扱細目」により、出勤生徒に関する報償の交付も定まった。報償は一括して学校報国団に納付すること、学校報国団では送付を受けた生徒の報償金中より授業料その他教育上徴収すべき経費を控除して残額を、学校ごとの基準により出勤生徒に交付すること、中等学校生徒に対しては月二五円であった<sup>(45)</sup>。そして、さらにこの生徒支給金を控除した後の残額中からその残余金の一〇分の一程度を学校報国団の特別会計に繰り入れ、さらにその残額は出勤生徒本人名義の郵便貯金などの貯金とし、その貯金通帳は学校が保管し、卒業・退学・転学の際に本人に交付することとしていた。こうして報償金に対する学校報国団の一般会計と特別会計の様式も明確に定まり、また工場事業場による生徒勤労報償明細書と派遣教職員謝金の部・実費弁償及び手当の部の様式も決まり、各学校に提示され、報償制度は確定したのである。

東京都では、この「報償取扱細目」を九月九日に各学校に通達し、立教中学校にも伝達された<sup>(46)</sup>。東京都では、文部省の通達とは異なり、学校報国団の特別会計に繰り入れる金額を、支給金を控除した残額の一〇分の一ではなく一円と具体的に定めており<sup>(47)</sup>、教職員の支給金も、謝金の一〇分の八を下らないこととしていた。その後、立教中学校に対して、この報償の細目に関して指導

も行われた。九月一八日の『教務日誌』には、「午前十時、都立九中ヨリ電話アリ、来二十八日（木）正午、報償金二関シ、其ノ経理担当責任者ハ諸帳簿携行ノ上、参集セラレタク」（9/18）との記事があり、二八日には「奥田氏（阿部氏・松村氏同行）都立九中ニ於ケル学校隣組勤労生徒報償金帳簿打合会ニ、夫々出張」（9/28）した。学校隣組を通して、伝達と連絡がなされたのである。

その上で、東京都は一二月一日に、こうした経理の査察や指導の実施の結果をふまえて、「報償経理二関スル件」<sup>(48)</sup>を通過して、より細かな指示を出した。ここでは、教育局への報告は「生徒勤労一般会計」と「生徒勤労特別会計」の二つとし、一月には前年六月から一二月までを、六月には一月から五月までの分を取りまとめて報告するが、四五年一月には出勤当初の月以降の分からをまとめて提出すること、学校報国団の特別会計繰入金は九月分から実施すること、交付金は早急に支給し、領収書を明確にしておくこと、八月分までの学校保管金は遅滞なく個人貯蓄として本人に通報し、九月分以降の分を足すこと、毎月の報償金中の貯蓄額は交付金とともに本人に通報すること、交付金については濫費することがないように、なるべく本人において貯蓄するよう指導することとしていた。翌年の二月には、立教中学校では、

「二号館ニ於テ学校隣組開催。(報償金検査)奥田・阿部  
両氏、出席。」(2/1)と検査があつたようである。

このように通年動員に伴う報償金の取扱いは、生徒個人  
の貯金通帳を作成・入金・保管し、交付金や明細を渡  
すなど、かなり細かな事務を必要とし、煩雑なことだつ  
たと考えられる。通年動員は、こうした事務的な負担を  
学校に強いるものであつたのである。

## (二) 通年動員と教育

### 一 通年動員と成績

四月七日に通達された「決戦非常措置要綱ニ基ク中等  
学校教育内容ニ関スル措置要綱」において、通年勤労働  
員は「之ヲ修練トシテ実施」し、日曜日や作業の休日等  
を利用して、学校の種類に依りて軍事に関する科学・救  
護実習・保育実習の実施に努めるとしていた。

これに基づいて五月一五日に通達された「決戦非常措  
置要綱ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱実施基  
準」<sup>(6)</sup>では、通年勤労働員があつた場合には、①勤務時  
間中に一週六時間を原則として授業時を特設すること、  
②特設授業には体錬科教練を毎週おおよそ三時間、理数  
科数学及び物象を毎週おおよそ三時間課すこと、③特設  
授業時に余裕がある場合、その他適当な時間を利用し

て、国民科、理数科の教科中より必要なものを選択して  
重点的に要点を課すこと、などが指示された。さらに、  
八ヶ月、六ヶ月、四ヶ月ごとの勤労働員における授業時  
間を指示している。

また、同日に通達した「決戦非常措置要綱ニ基ク中  
等学校教育内容ニ関スル措置要綱」ニ依ル生徒ノ成績評  
定基準<sup>(6)</sup>では、生徒勤労働成績記入様式の表を示し、そ  
の表には月ごとに①作業種別、②作業場、③出席と欠席  
日数、④遅刻早退回数、⑤勤労働作業に現れたる成績(そ  
の中に「作業態度其他」、「概評」がある)、⑥引率責任  
者印、⑦担当者氏名印、⑧学校長検印の欄が設けられて  
おり、「記入上ノ注意事項」において、「概評」欄には  
「生徒ノ出席日数、作業態度、作業能率、身体状況等ニ  
付関係職員ノ所見ヲ綜合シ、秀、優、良、可、不可ノ五  
段階ニ分チ評定記入スルコト」とされていた。さらに最  
後に「総評」と「備考」の欄が設けられ、「総評」欄に  
は勤労働員日数、出席日数、欠席日数の全体をまとめて  
書く欄と、「成績状況」「概評」の欄も設けられていた。  
この様式は、立教中学校に残されていた、実際の簿冊  
『四学年一組 勤労働績表 昭和十九年七月』『昭和十九  
年度 勤労働業成績簿 立教中学校第四学年三組 明治  
製革株式会社出動』<sup>(5)</sup>と様式が合致していて、東京都の  
指示通り作成されたことがわかる。そして、学業成績の

評定については、通年動員で評定が困難な場合には、各科目別ではなく教科別（国文科、理科、数学、体育科などが主要な教科）に評定することができるとし、さらにその評定も従来の筆答試問などに依ることなく観察を総合して成績を評定することとしていた。そして、学籍簿の中の概評の記入については、勤労動員を重視すること、特に通年動員の場合には、それに該当する修練の成績と全教科の成績とを同等に扱って評定することが指示されていた。

こうした通達を受けた立教中学校では、週一日を登校日に設定した。五月二日から「五年登校 授業アリ（毎週火曜日ト定メラル）」（5/2）とある。また、成績に関しては、「午前一時、通信簿交附（三年級以下）」（7/23）と、通年動員がなされていない三年生以下にのみ、成績表が交付された。

学期末の七月一四日には、東京都は「決戦非常措置要綱ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱」ニ依ル生徒ノ成績評定基準細目<sup>22</sup>を通過した。これは、「成績評定基準ニ関シテハ追而其ノ筋ヨリ之ガ細目ニ付通牒有之見込ミナルモ」、とりあえず東京都独自に細目を示して「実施ニ公正ヲ期セラレ度」としたものであった。このため、勤労成績の資料について、動員日数や出欠席の回数、勤労時間数などについて、細かく記載方法を指示

していた。特に、「勤労作業ニ現レタル成績」についての記入方法については、「単ニ作業ノ巧拙及能率ノミナラズ作業ニ対スル積極性創意工夫責任感協同精神注意力」や「学徒タルノ矜持」「国策完遂ノ気魄ノ有無等ノ作業態度ニ付随時之ヲ具体的ニ記録シ置クコト」とする一方で、引率教員は「適宜勤労成績評定補助簿ヲ作成シ毎日整理記入スルト共ニ其ノ責任ヲ明ラカニシ置クコト」としていた。

さらに「評定」においては、概評の五段階の成績の基準について詳細に書かれている。たとえば、「可」は出席日数が勤労動員日数の三分の二に満たないものは原則としてこれにする、「不可」は出席日数が勤労動員日数の三分の一に満たない場合としていた。そして、学業成績については、五月の通達と同様の記述とともに、動員期間中の授業時数は各科目別に記録し、勤労作業において教科目と関連ある事項はその教科目の評定において参考とすることと、より具体的な指示になっていた。

立教中学校における二つの組の勤労成績表を見ると、月ごとの「作業態度其他」「概評」には、「誠実ニシテ勤勉」とあり「良」の成績や、「普通」で「良」、「確實ニシテ勤勉」で「優」、「勤勉力行ニシテ表裏ナク実直、衆ノ模範ナリ」で「秀」などがある一方で、前の月までは「良」の生徒が、ある月では「不真面目ニテ不熱心」で

「不可」がつけられていることもあった。また一九四五年に入り、欠席が増加した場合には、「不可」がつく月もあった。「備考」には、病気になる数ヶ月休養したことや、転地療養したこと、軍学校に進学して退学したことが記載されていた。表末の「総評」欄への記入は、『四年二組 勤労成績表 昭和十九年七月』にしかない。そして、出席日数の総数から換算すると、鐘ヶ淵デイズル墨田工場に動員された七月から翌年六月の途中までまとめられ記入された可能性が高い。その欄の「成績状況」には、「落着ナク真面目サニ欠ク」「黙々トシテ忠実ニ服務ス」「真面目ナレド簡慢ナリ」「真摯ニシテ熱意旺盛勤勉ナリ」など個別の様々な講評があり、「総評」欄における「概評」は「優」「良」が多く、「秀」「可」は少なく、「不可」の者はいなかった。こうした成績表を見ると、各組内でも作業現場が異なっており、一人の教員で各生徒の状況を把握し、評価することは難しかったことが考えられる。

## 二 「学徒勤労ノ徹底強化」と教育

一九四四年に入ってから、アメリカとの「決戦」に備えて、航空機の増産が図られていたが、七月初めにサイパン島をアメリカ軍に奪取されると、さらに増産に拍車がかかった。七月一日には「航空機緊急増産二閔スル

非常措置ノ件」が閣議決定され、「航空兵器緊急増産ノ能否ガ、今ヤ帝国興廢ニ閔スルコト甚大ナルニ鑑ミ、航空兵器製造力ヲ至短期間ニ急角度ニ上昇セシムル為左ノ非常措置ヲ実施スルモノトス」として、「勤労ハ国民各層ノ動員ニ依リ絶対的ニ之ヲ確保ス。特ニ学徒ノ徹底動員ニ依ルノ外、必要アレバ家庭ノ根軸タルモノ以外ノ女子ノ徵用ヲ行フ」と定められると<sup>(53)</sup>、学徒による勤労は、いっそう強化されることになった。七月一九日には文部次官・厚生次官・軍需次官による「学徒勤労ノ徹底強化二閔スル件」<sup>(54)</sup>が各地方長官に通達され、八月四日には東京都から各学校に発せられた<sup>(55)</sup>。この通達では、勤務時間における特別の教育訓練時間（一週六時間）が停止可能になり、工場所定の休日以外における登校日等は廃止することが指示された。さらに、一日の勤務時間は一〇時間を原則とするが、生産増強のために実際に適応して充実強化すること、出勤後二ヶ月を経たない学徒も交替制による深夜就業を認めた。

さらに、この通牒を中等学校にあわせた「学徒勤労ノ徹底強化二伴フ工場事業場等ニ於ケル中等学校教育ニ閔スル件」<sup>(56)</sup>が八月一〇日に文部省から東京都に通達され、東京都は九月四日に各学校に伝達した<sup>(57)</sup>。この通牒は、指導方針として「学徒勤労動員ヲシテ其ノ効率ヲ最高度ニ發揮セシメ戦力ノ飛躍的増強ヲ期スルコト」「自学求

道ノ精神ヲ振起セシムルト共ニ学徒ノ自己鍊成ニ付懇切ナル指導ヲナスコト」を挙げ、学徒の心身の養護や規律の徹底に注意を促し、教科指導については、勤務時間中に授業を設けない場合には、始業前、終業後、手持時間を活用して授業を行い、自学自習の指導を行うことを指示していた。しかし、この通牒で、最も重要であったのは、「成績評定」に対する指示で、授業を設けないで教科成績の評定が困難なときは、期間中の教科の成績はこれを評定しない、また学籍簿の記入にあたって一年間を通じて成績資料を欠く教科についてはその学年の成績を記入しないこと、としていたことであった。立教中学校に残されていた通牒においては、前記の指示の箇所を横に○印をつけて、最も注意をしていたことが見て取れる。勤労作業の強化にあたって、教科の評定が困難になることが予想され、それへの対応を示したのであった。さらに、一二月においても、東京都は「勤労動員学徒ノ教科指導ニ関スル件」<sup>(58)</sup>を各学校校長に宛てて、成績評定と教科指導について通達を出している。この文書において教育局は、これまで教科指導に関する通牒を累次出してきたが、出動中の学徒に対して、成績評定の資料とするため筆答検査を課す向きがある、しかし、これは学徒の健康と生産増強の阻害となるため、「当分ノ間如斯検査ノ実施ハ固ヨリ一般教科指導ニ関シテモ負担過重ニ

陥ラザル様」配慮せよというものであった。おそらく、この時期に上級学校への進学を控えて、提出書類作成のために試験を実施して成績評定しようという学校側の動きに対して、注意を促すものであったと考えられる。

さて、こうした通達を受けた立教中学校の対応は、どのようなものであつたらうか。七月の段階では、五年生は毎週火曜日、四年生は毎週水曜日か金曜日に、学校で授業を行う予定であった<sup>(59)</sup>。しかし、九月に入って二期が始まると、通年動員に当たっていた五年生と四年生は、月四回の工場の休日のうち二回のみに登校することになった<sup>(60)</sup>。五年生は火曜日、四年生は水曜日と金曜日に分けることは変わらなかったが、月二回に減った<sup>(61)</sup>。『教務日誌』によれば、五年生は翌年二月二七日まで、四年生は「四年一・三組、登校。授業及教練実施」(一九四五年2/28)、「四年二・四組登校、授業及教練実施」(3/9)まで登校日の記述が見られる。工場での状況は分からないが、登校日の日数を減らしたことからも、勤労の強化を求める通達の通りの教育がなされていたことが類推できる。

そして、当初の動員は、五年生・四年生ともに九月三〇日までとの指令を受けていたようであるが<sup>(62)</sup>、九月二五日に東京都教育局長から「学徒継続出動ニ関スル件」<sup>(63)</sup>が通達されて、出動中の学徒は特別の示達がない

限り、「十月一日以降来春三月末日（今年十二月卒業ノ学徒八十二月末日）迄令書ニ依り出勤中ノ現各工場（事業場）ニ継続出勤スベキ」とされた。学徒勤労強化の観点から、動員の継続が指示されたのである<sup>64</sup>。

### 三 一九四四年度後半期における動員と教育

立教中学校では、一二月一日には三年生の通年動員が始まった。組ごとに大同製鋼・日本通運（汐留駅）・鐘ヶ淵ディーゼル・中央工業の四社に分属されて入所した。この動員発令は、一二月一四日に学校に伝えられた。その直後に各社や都庁に教員が出張して打ち合わせ、一七日には「三年級動員発令ニツキ之ヲ主題トシテ、種々協議」（11/17）し、さらに各社をまわって調整し、三〇日に「午前八時、雨天体操場ニ於テ、三年級勤労働員出勤ニ就キ、壮行式挙行。学校長及高野軍事教官ヨリ訓辞、激励アリ」（11/30）と壮行式を行った。

この動員は、齊藤の研究によれば、「学徒勤労ノ徹底強化ニ関スル件」を受けて実施された動員で、八月に実施された国民学校高等科二年生児童の動員に次ぐものであった<sup>65</sup>。この通知は一二月一四日以降、各学校になされ、動員される人員は計一万七〇〇〇人で、その大半は中等学校二年生と国民学校高等科児童であったとい<sup>66</sup>う。そして、「動員先を業種別に見ると運輸、通信業

にかなり重点がおかれ、その範囲は省線（国鉄）、私鉄の主要駅、小荷物の運送方面、さらに特定郵便局などに及<sup>67</sup>んだ。立教中学校では、三年生の動員がまだ行われていなかったもので、二年生ではなく三年生が対象となったのであろう。また、日本通運の汐留駅に動員された三年二組は、駅着貨物の発送にあたったので、全体的な傾向の一部をなしていたといえよう。また、齊藤の研究によれば、東京都の中等学校の学徒勤労働員の特色の一つに、「東京都内の中等学校は原則として都内の工場・事業場に動員された」ことが指摘されているが<sup>68</sup>、立教中学校三年四組が動員された事業所は、中央工業の埼玉県新倉町（現在、和光市）にある工場であった。この時期には、東京に近接する埼玉県にも動員先は及んだと考えられる<sup>69</sup>。

一月の動員は、「学徒勤労ノ徹底強化」の一環であったが、この時期には学徒動員が必ずしも「戦力ノ飛躍的増強」につながっていたとは言えない状況も生じてきていた。伊藤は、立教中学校の動員において、事業所において生徒が割り当てられた作業が「学徒の期待を裏切る」ものが多々あったとしている<sup>70</sup>。すなわち、鐘ヶ淵ディーゼルでは、当初は生徒達や工場長の家族が入る私的な防空壕作りに当てられたり、中央工業では一ヶ月経っても、巡視した教員が、生徒のすべき作業はな

く、何のための学徒動員なのかと嘆いたりしたことを記述している<sup>(71)</sup>。こうした状況は、立教中学校だけでなく、他の学校でも生じていた。一九四五年一月に中島飛行機伊勢崎工場へと動員された東北帝国大学法文学部一年生の状況も似たものであった。すなわち、工場では「人員過剰・資材不足によって充分な仕事はなく、暇をもてあますような状況」で、「国のために働くことも、学間に打ち込むこともできない状況に置かれた学徒は満たされない日々を送っていた」のである<sup>(72)</sup>。こうした事態は、戦局の悪化により、輸送力が減退し、東南アジアからの物質供給が途絶するなど、工場に十分な資材が供給されなくなっていたためであった。

では、動員されなかった中学校での教育は、どのようになつていたのであるか。一九四四年一月から、東京ではアメリカ軍機が飛来して、空襲警報が頻繁に出されるようになっていた。立教中学校では、一月一日に授業中に空襲警報が発令されて地階に避難したことを皮切りに、警戒警報が出されると防空要員を残して一般生徒は帰宅させた<sup>(73)</sup>。一月下旬に東京での空襲が始まると、「今後、警報ノ解除ガ午前零時ヲ過クル場合ハ、授業開始ヲ一時間繰下グルコトト決定」(12/12)した。このため、伊藤の研究によれば、時間割通りに授業ができた日は、一二月から三月までの四ヶ月間に二八日に過

ぎなく、その日ですら欠席者は増加の一途をたどつたという<sup>(74)</sup>。とはいえ、通年動員されていない一年生と二年生に対しては、一二月一日より四日間で「第二学期考査」が施行された<sup>(75)</sup>。そして、第三学期においても、一・二年生には、三月五日から四日間にわたる「第三学期考査」が実施された<sup>(76)</sup>。通年動員された三年生以上は定期考査を行える状況ではなかったが、学校に残り授業が実施されていた学年に対しては、教科についての定期考査が行われて、成績が出されていたのである<sup>(77)</sup>。

### (三) 進学と入学

#### 一 上級学校への進学

通年動員で教科の授業が大幅に縮小すると、中学校卒業後の上級学校への選抜方法がどのようになるのかということが、進学を希望する生徒や保護者の大きな関心を集めることになった。入学試験で学力試験が実施されるとすれば、勤労作業により勉強がほとんどできないなかで、どのように対応したらよいかという不安が生じてきていた。

これに対して、文部省は五月に方針を決定し、それは東京都においては、五月二〇日に教育局長から「明年度高等諸学校入学者選抜方針二関スル件」<sup>(78)</sup>として各中等

学校長に通達された。ここでは、勤労働員により中等学校の生徒が「所定ノ学科課程ヲ全面的ニ履修スルコトノ困難ト成タル事情ヲ考慮シ」て、翌年の官立の高等学校及び専門学校の選抜方針を決定したので、生徒に徹底して「安ンジテ勤勞ニ従事スル」ように求めている。

具体的には、「選抜方針」として七項目を挙げ、その内容は、選抜は二段階に分けて実施すること、第一次は出身中等学校の調査書で定員の約二倍まで選抜し、第二次はその選抜者に身体検査と口頭試問及び筆答試問を行う、口頭試問は人物、向上心、研究心の厚薄をはかるようにし、筆答試問は学力の程度を考查する意味ではなく、高等専門教育を受けるにたる素質、能力の有無を察知せんがために行うもので、問題は文部省において作成し、勤勞に従事することの長短が、試問の結果に影響を来さないように特に考慮すること、調査書には人物、学業、身体に関する調査のほか動員中の成績をも併せて記載すること、五年生と四年生で差別的取扱をしない、志願者はなるべく最寄りの学校を選んで志願させるようにすること、といったものであった。

このような通達は、立教中学校では、六月二四日に開催した保護者会において、五年生の保護者に対して、校長から「授業及上級学校入学ニ関スル措置ニ就テ説明」(6/24)された。保護者も、これを受けて「上級学校

進学ニ就テ内申推薦ノ件」(6/24)を質問している。第一次選抜の調査書がどうなるのか、明確ではなかったのである。そして、七月五日には、立教中学校から東京都教育長宛に、四年生と五年生の進路希望状況の調査報告が提出された<sup>(79)</sup>。その報告書によれば、四年生二三四人、五年生一五九人のうち、一番多いのは専門学校(一四二名)で、次いで大学予科(六四名)、陸海軍学校(四六名)、高等学校(二九名)、未定(六三名)、就職希望は一名などであった<sup>(80)</sup>。この書類は形式が定められており、おそらく調査は立教だけではなかったと思われる。進学希望状況を把握することで、より具体的な選抜方法について文部省で検討が進められたと考えられる。

九月には、東京都教育局長から「高等諸学校入学者選抜ニ関スル件」<sup>(81)</sup>が各学校長宛てに通達された。その内容は、中等学校長から提出する調査書については、適切かつ周到な方途を講じて公正な作成をするよう職員を統督すること、また調査書の様式については文部省で決定の上、指示するというものであった。

一〇月には、文部省で「昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜実施要項」が作成されて、各所に伝達された<sup>(82)</sup>。この「実施要項」は、五月に出された選抜方針を再度掲げるとともに、具体的な日程などを定めていた。日程では、試験期間を三期に分けるとの方針のもと、第

一期は出願が二月一五日から二四日で第一次選考の発表が翌年一月二一日、第二次選考は一月二三日から二六日にかけて実施し三一日には合格発表をすることに、第二期は出願が一月一〇日から二〇日で第一次選考の発表が二月九日、第二次選考は二月二一日から二四日にかけて実施し三月一日に合格発表をすることに、第三期は出願が二月八日から二〇日で第一次選考の発表が三月一日、第二次選考は三月二三日から二六日にかけて実施し三月三一日に合格発表をすることになっていった。第一期は官公私立高等学校や高等師範学校・女子高等師範学校が、第二期は官立専門学校・師範学校などが、第三期は臨時教員養成所が実施すると定められた。官公私立の大学予科は、第一期または第二期のうちから各学校の希望する期間に実施するとしていた。このように選抜期間を三期に分けたのは、受験生の移動を一定期間に制限するためであり、第一次選考で入学者の二倍の受験生に書類審査で絞って、第二次選考において初めて生徒が受験校に赴く方法をとったのは、移動数を減少させるためであって、これらのことにより、受験生の学徒勤労に当てる時間をなるべく減らさず、減退しつつあった輸送力への負担をさげようとしたのであった<sup>85)</sup>。

また、この「実施要項」で、調査書・学級成績一覧表・志願者名票（または入学願書）・進学状況報告書な

どの書類の様式も提示された。特に、調査書の様式においては、教科だけでなく修練と勤労働員作業成績が大きく位置を占め、「性格」「才能」の「概評」欄や「修練ニ関スル特技」「貴学志願ノ地域的關係」といった欄も設けられている。そして、「調査書記入上ノ注意」には、具体的な記入例も書かれていた。「地域的關係」の欄が設けられたのは、「成る可く最寄の学校を選定する」ため、特別の理由なく遠方の学校に志願して「輸送の見地からも学徒勤労働員の出勤関係からも不自然の隘路を作り出すが如き結果を厳に戒む」ためであった<sup>86)</sup>。調査書などの出願書類は、中等学校を単位にして、校長が一括して期間中に当該学校に提出することになっており、これまでの出願者自身による随意出願と異なっていた。これも「審査に要する通信等をも出来る丈簡素にする必要」からであった。

さらに二月一六日には東京都教育局総務課視学係から「昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜実施要項ニ関スル件」<sup>86)</sup>が各学校に通達され、実施要項の補足がなされた。それは、「一旦合格決定セル後自発的ニ合格取消ノ申出ヲナシタル場合ト雖モ他校ノ第二次選抜試験ヲ受験スルヲ得ザルコト」「一旦合格決定セル際ニハ次期ノ志願学校及出身中等学校ニ対シ至急志願取消ヲ申出ズル様出身中等学校ニ於テ指導スルコト」という志願取消

に関するものであった。加えて、一月二七日には、「昭和十九年度卒業生ニ於ケル中等学校生徒ノ取扱ニ関スル件」<sup>(87)</sup>も通達されて、上級学校への志願は本人の素質と居住の地域に応じて適切に指導すること、第二次選考を受ける者は、その期間は欠勤として扱う、またその日以外は生産に専念させるよう指導する、そして、卒業式は三月二七日以後に行い、卒業式直前まで勤務を継続させること、が指示された。

このように、一九四五年入学の選抜は、通年動員とその後の強化によって教科指導ができなくなり、「従来の如き教育上の観点からして入学考査を行ふことも亦不可能となつた」ことや「動員学徒が安心して勤労に専念」できるようにするために、修練や動員作業の成績を重視した調査書や口頭試問を重視する内容となり、また移動制限の観点から選抜施行期を三期に限定するという「画期的な試験統制」により行われることになったのである。<sup>(88)</sup>

この間、立教中学校の上級学校への進学については、まず同じ学院の立教大学予科や立教理科専門学校からの無試験入学の連絡が来ている。予科からは募集人員八〇名の内二割の一六名<sup>(89)</sup>、理科専門学校からは各科一〇名の合計四〇名が提示された。<sup>(90)</sup>

また、選抜実施要項に伴う諸連絡は『教務日誌』の記

事から、学校隣組を通してなされたと思われる。一月一日に「花房午後一時ヨリ都立九段中ニ於ケル上級学校進学ノ件ニ関スル会合ニ出席」(11/15)、二一日に「花房・山本・小木二氏、上級学校進学ノ件ニ関シ、都立九中ニ於ケル学校隣組常会ニ出席」とある。そのうえで、二八日に「午後一時ヨリ四年一・二組、父兄保証人会。上級学校進学ニ就テ学校長ノ説明アリ。右終ツテ懇談。来会者約五十名」とあり、『教務日誌』には記事はないが、おそらく他の組の保護者会でも、同様の説明がなされたと思われる。

その後、『教務日誌』には、上級学校への進学に関する記事はない。東京高等師範学校から校長宛に、調査書を受領したとの文書が残されており<sup>(91)</sup>、おそらく調査書は、要項どおり作成されたと思われる。ほかには書類も残っていない。上級学校に進学したと思われる人数は、一九四五年三月の報告では一七六名(その内訳は明確ではない)であるが、一九四五年一月二〇日の段階での報告によれば前年度の卒業生は、高等学校及び大学予科へ八五名、官公立専門学校に三一名、私立専門学校に一六三名、陸海軍諸学校に三名の合計二八二名が進学したと記録されている。<sup>(92)</sup>一〇六名というかなりの差があるが、その理由は明確ではない。卒業式は、指示通り、三月二七日に実施された。しかし、次項で取り上げるよ

うに、上級学校へ進学した者も、六月まではそれまでの作業場において学徒勤労に従事することが可能になった。ただし、立教中学校においては、『教務日誌』や他の書類などからは、上級学校進学者の勤労継続については言及がなされておらず、作業場に残っていたかどうかは不明である。継続していかない可能性が高いと思われる。

## 二 附設課程の設置と勤労働員の継続

一九四四年二月一日、政府は「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱」<sup>(94)</sup>を閣議決定した。それは、一二月一四日に、東京都教育局長から「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱ノ件」<sup>(95)</sup>として各学校に通牒された。この措置要綱では、「明年三月中等学校ヲ卒業スベキ者ノ内特別ノ事情アル者ヲ除キ卒業後モ学徒タル身分ヲ保有シテ引続キ勤労ヲ継続セシムルコト」で、「生産現場ニ於ケル能率ノ一時的低下ヲ防止」するとしていた。具体的には、上級学校や陸海軍学校入学者以外の卒業生を「中等学校ノ附設課程ニ進学」させて、「引続キ学徒ノ儘工場事業場ニ於テ勤労ヲ継続セシムル如ク措置」するということと、上級学校へ進学した者については、一九四五年六月までは、「上級学校進学ノ儘現在ノ作業地ニ於テ学徒勤労ヲ為サシメ得ルモノ」ということだった。

さらに、その直後と思われる時期に、「中等学校卒業生等ノ就職指導並職業紹介ニ関スル件」<sup>(96)</sup>が通牒され、卒業予定者は進んで附設課程に進学する様指導すること、就職に関しては、男子は事務要員としては一切就職させないこと、就職適格者名簿を一九四五年一月一五日までに作成して、国民勤労働員署長に通報すること、その場合、中学校は卒業者の四・三％の範囲で名簿を作成すること、が指示された。すなわち、卒業などに伴う生徒の移動をなるべく留め、学徒が動員された生産現場の状況を大きく変化させないで、生産などを維持しようとしたのであった。

附設課程に関する東京都の指示は、一九四五年三月になると活発になる。まず、三月一〇日に、「中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ伴フ附設課程進学者見込数ノ報告ニ関スル件」<sup>(97)</sup>が各学校に通達されて、三月二五日までに附設課程進学者の見込数を提出するように求められた。さらに、三月一三日には、「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ伴フ附設課程ニ関スル件」<sup>(98)</sup>により、「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ伴フ附設課程設置ニ関スル措置要綱」および「新規中等学校卒業生ノ勤労働員継続ニ伴フ附設課程進学者ノ報償等ニ関スル要綱」が通達された。設置に関する措置要綱においては、方針で「平素ノ教養ト独自ノ組織力並ニ修得セル技能ヲ活用シ

愈々勤勞ノ成果ヲ發揚」させること、「中等学校学徒ノ模範」となることなどが示された。要領では、工業学校や農業学校、各種学校には設置しない、附設課程の一学級の生徒数はおおよそ五〇名とし、校舎は新設しない、入学査料と入学料は徴収しない、なるべく下級生の勤勞指導者の地位につけること、余暇を活用し教育訓練の実施に努め、軍事教練、実業科、理数科、軍事科学の指導を行う、とされた。報償等に関する要綱では、基本報償月額基準額は専門学校学徒のものに依ること、特別報償のほかは、附設課程特別報償を月額一〇円支給すること、報償金から授業料その他教育上徴収すべき経費（なお学校報国団特別会計繰入金は含まない）を控除し、その残額は全部、出勤学徒に交付すること、となっていた。在学生よりも、より手厚い報償が出され、報国団特別会計でも扱いが異なっていたのである。

このように、なるべく労働移動を避けるような措置が取られるなかで、上級学校への進学者に対しても、同様に移動をなるべく抑える措置が取られることになった。三月二三日に、東京都は「新規中等学校卒業者ノ勤勞動員継続ニ関スル措置要綱ニ伴フ上級学校入学者ノ取扱ニ関スル件」<sup>(9)</sup>を各学校に通達している。これは、三月一三日に文部省国民教育局長・専門教育局長の発した通達<sup>(10)</sup>を伝達したもので、上級学校進学者で四月に始業と指定

された学校への進学者を除く者は、六月までは上級学校に進学のまま現在の作業地で勤勞を継続させるとしたものであった。そのうえで中等学校において勤勞継続する者の取り扱いを以下のように定めていた。監督および教育訓練は中等学校長が行い、附設課と同一の報国隊員として取扱ひ、教育訓練も同様に行うこと、報国隊費も同額を徴収するが、附設課と同じく報国団特別会計繰入金及び後援会費などは徴収しないこと、成績評定は附設課と同等にする、その結果を七月以降上級学校に報告する、勤勞怠慢の場合には入学許可を取り消すこともある、報償は高等専門学校の算定基準とする、授業料は上級学校に納付するが、上級学校は一月三円の訓育委託費を出身中学校に支払う、これらの支払いは七月中に東京都に一括送付する、預金は引き続き中等学校が保管し、六月末の退所の際に本人に交付すること、などであった。こうした指示に対して、立教中学校では、三月二五日に東京都に人数を報告している<sup>(11)</sup>。そこでは、卒業見込三七二名、附設課程進学見込一八八名、上級学校進学見込一七六名、就職五五名であった。卒業式は三月二七日に行われ、中等学校令に基づき、修学年限が一年間短縮されたため、四年生と五年生が同時に卒業した。附設課程の入学式は、四月五日に行われた。『教務日誌』には「午前九時、附設課入学式。学校長ヨリ訓辞アリ」

(4/5)とあり、四月一〇日に行われた新一年生の入学式とは別であった。ただし、この附設課の生徒の人数が判然としない。三月二五日の見込では、一八八名とあったが、『立教中学校一〇〇年史』では二五名とされている。前述の一月月の報告によれば、三月の見込みとの差は一〇六名なので、それを差し引いても八二名のはずである。

附設課は、甲と乙に分けられて、甲が旧五年生、乙が四年生であった。甲は大同製鋼(向島区)、乙は被服廠(埼玉県朝霞町)に動員されたと記録されている<sup>(102)</sup>。もつとも、この記録は、八月一五日段階のものであり、四月から空襲などにより、大きな変動があったことも予想される。旧五年生については、陸軍造兵廠に動員されていたが、大同製鋼へと動員先が変更になったことが『教務日誌』で確認できる。六月二五日に「一、造兵廠退職式(五年附設課) 午前十一時ヨリ開催」(6/25)とあり、六月二八日に「一、小木・野崎両氏、大同製鋼二出張。(附設課入所式。)」(6/28)となっている。旧四年生の乙が被服廠へと動員された経緯は不明である。

### 三 中学校への入学者選抜

一九四五年に実施された東京都における中学校への入学者選抜は、国民学校学童の疎開と勤労働員、そして激

しさを増した空襲に大きく影響されることになった。中等学校の入学者選抜は、一九四〇年度から国民学校長による報告書、口問口頭による人物考査及び身体検査の三者による「綜合判定」方式が導入されていた<sup>(103)</sup>。さらに、一九四二年度には人物考査に簡単な筆問筆答が加味されるとともに、翌年には学区制と綜合考査制が導入された。この学区制と綜合考査制とは、同一学区にある同種の中等学校においては、その入学志願者に対して共通で考査を行い、定数だけの合格者を選定し、これを機械的に近接する学校に入学させるという方式であった<sup>(104)</sup>。

文部省が一月一五日に出した「中等学校入学者選抜二関スル件」<sup>(105)</sup>においては、「戦局ノ推移、学童ノ疎開及学徒勤労働員ノ強化等ノ情勢」に留意して、国民学校における進路指導を重視し、学区制と綜合考査制を徹底するとともに、綜合考査制については協議機関や運営を簡素適正にし、入学者の決定に当たっては通学距離を重視すること、学童疎開の児童及び動員学童に関する報告書などの配慮を指示していた。また、空襲などの地域の実情に合わせて一二月末まで府県で対策をたてて文部省に申し出ることになっていた<sup>(106)</sup>。

これをうけて、東京都では二月二七日に、独自の内容を盛り込んだ「中等学校入学者選抜二関スル件」を発した。その内容は、「綜合判定」方式は変更しないものの、

臨時措置として考查日を「一回に統制」し、「綜合考查制を廢止し」て簡素化を図り、空襲警報発令を考慮して口問口頭の程度を以て筆問筆答に換え、問題は各学校が独自に作成することや、国民高等学校の勤労作業記録や集団疎開状況に特段の配慮をもとめる、従来の四学区制を七学区制にして国民学校の属する学区内の学校を志願する、願書と報告書は二月二〇日から三月六日までに提出、報告書中学級一覧表については疎開関係を考慮して最終学年第一学期成績によって作成する、三月二〇日に考查開始、二四日までに結果発表というものであった<sup>(107)</sup>。

これに対して、立教中学校では、一〇月二五日に「学校長、都立三高女へ（来年度、入試ノ件）」（10/25）、一二月一八日に「学校長、来春ノ中等学校入学考查打合ノ為、東京都庁ニ出張」（12/18）した。一九四五年一月一三日には「花房午前九時ヨリ九段中学ニ於ケル昭和二十年度中等学校入学考查ニ関スル校長会ニ出席」（1/13）した。都からの指示を受けて、学内では一月八日に「定例職員会及学年主任会（入学考查ニ関シ）」（1/8）が行われ、一八日には「放課後、新入学考查委員会」（1/18）が開催された。二月一五日には頻発する防空警報への対応などを指示した通牒が出され<sup>(108)</sup>、二三日には「花房、都立九段中ニ於ケル教務主任会ニ出張。（入学考查ノ件ニ就テ）」（2/23）した。

三月一〇日の東京大空襲により多数の国民学校・中等学校が罹災し、願書などの入学関係書類が消失してしまつたため、都では一五日に「臨時非常措置」を通達し、考查方法を変更した<sup>(109)</sup>。すなわち、応募者が募集人員以下の場合には、考查を省いて全員合格、応募者が超えた場合には報告書のみを審査で可否を決定し、報告書を焼失した中等学校では再提出を要求しないで抽選で可否を決定できる、三月二二日までに合格発表を行うということであった<sup>(110)</sup>。

東京都教育局では、三月一七日の段階で、中等学校で報告書審査により可否を決定する学校とその合格人数を把握しており<sup>(111)</sup>、中学校で一七校が該当し、立教中学校も入つていて、立教の定員は三三〇名であった。東京都では、中等学校全体では四四校が報告書審査を行い、それが全体の約一割で、この四四校と太平洋中学、夜間中等学校を除く全中等学校の出願者は無審査合格に決定したと発表した<sup>(112)</sup>。

立教中学校では、三月一八日に「学校長、午前九時ヨリ九段中ニ於ケル入学考查打合会ニ出張」（3/18）し、この「臨時非常措置」の詳細が伝達されたのであろう。一九日に入學考查委員会を開催し、さらに二〇日に「午前九時ヨリ入学考查委員会。入学者決定。（内申書ノ調査ニヨリ三三九名中、三三二名許可。）」（3/20）し、

二二日に「午前八時、入学許可者発表」(3/22)を行なった<sup>(13)</sup>。ただ、五月二四日の史料によれば、志願者は三五九名で、入学許可は三二二名、入学を取り消した者六名で、入学したのは三一五名とある<sup>(14)</sup>。また、『教務日誌』には、四月一〇日に行われた入学式には、生徒の出席は二七六名であった(4/10)。

(以下、次号)

## 註

- (1) 福岡敏矩『集成 学徒勤労働員』ジャパン総研、二〇〇二年、四七九頁。
- (2) 『近代日本教育制度史料』第七巻、大日本雄弁会講談社、一九五六年、二七三頁、資料一四〇。
- (3) 安川寿之輔「戦時教育体制とその崩壊」(『日本近代教育百年史』一、教育政策一、教育研究振興会、一九七四年)、逸見勝亮「ファシズム教育の崩壊」(『講座日本教育史』第四巻(現代I/現代II)、第一法規出版、一九八四年)。
- (4) 山本哲生「学徒勤労働関係資料」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第九集、一九七八年)、同「学徒勤労働令正文にいたる修正に関する考察」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第一〇集、一九七九年)、同「学徒勤労働員と昭和十九年第一・四半期について」(『日本大学教育制度研究所紀要』第二一集、一九九〇年)、同「学徒勤労働令」公布前後の学徒勤労働員」(『日本大学教育制度研究所紀要』第二五号、一九九四年)などの一連の研究。

- (5) 出井善次「私立中等学校の研究―戦時下浅野総合学校の事例」筑波書房、二〇〇一年。
- (6) 池田健一「資料『職員回覧簿』終戦末期の海城中学校」(海城中学校・高等学校『研究集録』第一八集、一九九四年)。「職員回覧簿」の記事は、一九四三年一月から四五年九月二一日までに及ぶ。記事は、不定期に記入されている。
- (7) 齊藤勉「東京都学徒勤労働員の研究」のんぶる舎、一九九九年。
- (8) 徳竹剛「通年動員態勢下における学徒勤労働員―東北帝国大学法文学部伊勢崎隊」(『東北大学史料館紀要』第二号、二〇〇七年三月)。
- (9) 伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」(『いしずえ』第三七号、一九八五年三月)、「立教中学校一〇〇年史」立教中学校、一九九八年。なお、立教中学校は、立教学院の改革により、二〇〇〇年四月から立教池袋中学校・高等学校に改編された。
- (10) これら諸史料で構成される旧制立教中学校資料は、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵。
- (11) 敗戦前後の東京都教育局の通達は、海城中学校・高等学校『研究集録』に、海城中学校・高等学校が所蔵する史料の一部が掲載されているが、動員関係のものはほとんどない(池田健一「資料 教育局通達と聯合軍指令」終戦前後の中等学校」(海城中学校・高等学校『研究集録』第一九集、一九九五年)。
- (12) 安達宏昭「戦時動員体制の形成と立教中学校」(『立教学院史研究』第二号、二〇〇四年三月)、同「戦時動員体制と立教中学校」(老川慶喜・前田一男編『ミッション・スクールと戦争―立教学院のディレンマ―』東信堂、二〇〇八年)。
- (13) 立教中学校生徒の勤労働員の記録には、代表的なものとして、伊藤俊太郎『十五歳の日記―空襲と勤労働員の記録』(新生出版、二〇〇

二年)がある。

- (14) 『教務日誌』は、本稿で利用するものは、正式には『昭和十七年十一月一日 教務日誌二』(一九四四年六月三〇日まで)と『昭和十九年七月起 教務日誌 其三』(一九四四年七月一日から)という二冊の簿冊であるが、以後はまとめて『教務日誌』で統一する。
- (15) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労動員の研究』四六〜五二頁。
- (16) 同前書、五八〜六五頁。
- (17) 同前書、六六〜六八頁。なお、同書では、立教中学校の動員について、個別に記述していない。それゆえ、同書が明らかにしている動員の状況や特徴と照合することで、立教中学校の動員を東京都の全体的な状況の中に位置づける必要がある。
- (18) 立教中学校校長帆足秀三郎発東京師団兵務部長宛「学徒勤労動員情況調報告」一九四四年七月一日(『報告書類 昭和十九年度』所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。
- (19) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労動員の研究』八二〜八三頁。
- (20) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、二五一頁、資料一三四、発国一九二九号、一九四四年三月二四日、文部次官発各地方長官宛。なお、この「要綱」は旧制立教中学校資料には収められていないが、五月一日通達教二収第三五七一号(註22)には、四月七日に教二収二六〇二号を以て通達したとの記載がある。
- (21) 同前書、二五七頁、資料一三六、発国二七九号、一九四四年五月三日、国民教育局長発各地方長官宛。
- (22) 「決戦非常措置要項ニ基ク中等学校教育内容ニ関スル措置要綱実施基準並ニ生徒ノ成績評定基準ニ関スル件」、教二収第三五七一号、一九四四年五月一日、東京都教育局長発管下公私立中等学校校長(認指定各種学校モ含ム)宛(『昭和十九年五月十五日以降 諸通達綴 第一卷』以下、「諸通達綴 第一卷」と略称)所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。
- (23) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、五七頁、資料二二、動総一一号、一九四四年五月三日、文部省総務局長・厚生省勤労局長・軍需省総動員局長発各地方長官・学校長宛。
- (24) 同前書、六七頁、資料二五、動發一七号、一九四四年五月一日、文部省総務局長発各地方長官・学校長宛。
- (25) 「学徒勤労動員実施要領並ニ工場事業場等学徒勤労動員受入側及学側措置要綱ニ関スル件」、教二収第三三九八号、一九四四年五月二〇日、東京都教育局長・警視庁保安部長発各中等学校校長・関係各種学校校長・関係青年学校校長(前掲『諸通達綴 第一卷』所収)。
- (26) 「学徒勤労動員現場指導監督者錬成講習会開催ニ関スル件」、教二収第三七六号、一九四四年五月一日、東京都教育局長発関係中等学校長宛(同前簿冊)。
- (27) 「学徒勤労動員現場指導監督者講習会ニ関スル件」、教二収第二七六号、一九四四年五月一日、東京都教育局長発中等学校校長・各種学校長宛(『官公往復文書 昭和十九年度』所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。
- (28) 「工場、事業場等学徒勤労動員受入側措置要綱ニ関スル件」一九四四年五月二〇日、北海道長官発厚生省勤労局長宛(前掲、近代日本教育制度史料』第七卷、七七頁)。
- (29) 「学徒勤労ノ報償ニ関スル件」、管發五五四四号、一九四四年六月五日、厚生省勤労局管理課長発文部省総務局長宛(前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、七六頁、資料二九)。
- (30) 教総發第二九号、東京都教育局長発関係学校校長宛(『学徒報償金ニ関スル文書』所収、立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵)。この文

書には、日付が書かれていないが、文書収発番号から教総発の二〇番台は、七月のものであることが推定され、その後七月になされた立教中学校からの報告との対応関係が見受けられることから、七月中旬に発せられた文書であると考えている。

(31) 同前簿冊所収。

(32) 立教中学校校長帆足秀三郎から保証人宛ての報償金に関する通知、七月三〇日（同前簿冊所収）。

(33) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労動員の研究』六〇～六一頁。

(34) 勤労管理第六号、一九四四年七月二〇日、東京都教育局長・警視庁勤労部長発関係学校長・関係工場事業場代表者宛（前掲『学徒報償金二関スル文書』所収）。

(35) 東京都教育局総務課視学係「東京都中等学校隣組一覽（案）」（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。

(36) 特設学級については、『教務日誌』一九四四年一月一日の条に「特設学級新設ニツキ四・五年級該当者十一名引率、高橋（晃）氏、都立九中ニ赴ク。（該当者五年一一名、四年三名）」とあり、学校隣組幹事校である都立九中において対応が検討されていることがわかり、学校隣組が、その機能を担っていたことがわかる。

(37) 「東京都中等学校隣組常会二関スル件」、教総発第九九号、一九四四年八月一日、東京都教育局長発関係中等学校校長宛（前掲『官公往復文書 昭和十九年度』所収）。

(38) 前掲『近代日本教育制度史料』第七巻、九三頁、資料四一、勅令第一五八号、一九四四年八月二三日。

(39) 前掲、山本哲生「学徒勤労令関係資料」、同「学徒勤労令正文にいたる修正に関する考察」。

(40) 前掲、安達宏昭「戦時動員体制と立教中学校」三二七～三一八頁。

(41) 前掲『近代日本教育制度史料』第七巻、九六頁、資料四二、文部・厚生・軍需省令第一号、一九四四年八月三日。

(42) 同前書、一一九頁、資料五一、動総六〇号、一九四四年九月二三日、文部次官発各地方長官等宛。

(43) 同前書、一一一頁、資料五〇、動総五八号、一九四四年九月三日、文部省総務局長・厚生省勤労局長・軍需省総動員局長発直轄学校長等宛。

(44) 特別会計への繰入は通常一〇分の一で、特別の事情で経費が多額となる学校は一〇分の二程度の控除が認められていた。これは、生徒も同様で、生徒への支給金や授業料などを控除した残余金から、特別会計へ一〇分の一を繰り入れることとなっていた（特例も同様）。また、教職員への支給は、謝金の一〇分の八（繰入率が一〇分の二の学校の場合には、一〇分の七）を下らないこととされていた。

(45) 七月に東京都が通達した註30の通達では、中学校生徒に対する交付金を二五円としていた。すでに「学徒勤労令」の骨格は六月上旬には定まっていたが、各省との交渉で閣議決定や交付が八月になったことから（前掲、山本哲生「学徒勤労令関係資料」、報償についても原案は六月中にはできあがっており、暫定的にその原案の提示と指導が東京都になされていたことが考えられる）。

(46) 「工場事業場等学徒勤労動員ノ報償取扱細目二関スル件」、教総収第一三一〇号、一九四四年九月九日、東京都教育局長・警視庁勤労部長発関係学校長・関係工場事業場代表者等宛（前掲『学徒報償金二関スル文書』所収）。

(47) 七月の段階で、立教中学校は東京都教育局に報国団費を一円と申請しており、東京都においては、そのような指導が当初からあったことが考えられる。

- (48) 東京都教育局総務課発関係学校長宛「報償経理三関スル件」一九四四年二月一日、教育局総務課長発公私立中等学校等宛（前掲『学徒報償金二関スル文書』所収）。
- (49) 註22の文書に添付された「要綱」。
- (50) 同前文書に添付された「基準」。
- (51) 立教池袋中学校・高等学校史料室所蔵。
- (52) 「決戦非常措置要綱二基ク中等学校教育内容二関スル措置要綱」二依ル生徒ノ成績評定基準二関スル件」、教総発第二二二号、一九四四年七月一日、東京都教育長発管下公私立中等学校長宛（前掲『諸通達級 第一巻』所収）に添付された文書。
- (53) 「航空機緊急増産二関スル非常措置ノ件」一九四四年七月一日、『公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第七十九卷・産業・工事』所収、国立公文書館所蔵、JACRA（アジア歴史資料センター）Ref: A14101246700。
- (54) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、八五頁、資料三五、動総四五号、一九四四年七月一日、文部次官・厚生次官・軍需次官発各地方長官・軍需管理部長宛。
- (55) 教総収第六二〇号。この文書については、九月四日発教総収第一二一八号文書（註57）において通牒したことの事実が記載されていた。
- (56) 前掲『近代日本教育制度史料』第七卷、九一頁、資料四〇、発国四五号、一九四四年八月一〇日、国民教育局長発各地方長官宛。
- (57) 教総収第一二一八号、一九四四年九月四日、東京都教育局長発管下公私立中等学校長宛（前掲『諸通達級 第一巻』所収）。
- (58) 教総発第三七三三号、一九四四年二月四日、東京都教育局長発管下公私立中等学校長宛（前掲『官公往復文書 昭和十九年度』所収）。
- (59) 前掲『学徒勤労働員情況調報告』（註18）。
- (60) 前掲、伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」によれば、軍需省は電力不足をきたさないように休日を分散し、曜日を交えて月四回設定したという。そのうち二回を登校日にしたようである。
- (61) 『教務日誌』の一九四四年九月一三、一四、一五、二六、二七、二九日の記載事項をはじめとして、当該学年クラスの登校日から確認できる。
- (62) 前掲『学徒勤労働員情況調報告』（註18）には、両学年ともに九月三〇日までの動員予定と記載されていた。
- (63) 教総発二〇六号、一九四四年九月二五日、東京都教育局長発各関係学校長宛（前掲『諸通達級 第一巻』所収）。
- (64) 前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』では、三七一頁に九月二五日の文書を掲載し、東京都の各学校の出勤期間が九月三〇日までだったと推測しているが、立教中学校側の七月「学徒勤労働員情況調報告」には九月末までの予定と明記されており、このことの確認ができたといえよう。
- (65) 同前書、三八一頁。
- (66) 同前書、三八七頁。
- (67) 同前。
- (68) 同前書、八〇頁。ただし、例外的に神奈川県川崎市の工場に動員された事例も指摘している。それは生徒が神奈川県から多く通学している学校に限られたとしている。
- (69) この時期の動員かわからないが、一九四五年六月ごろには中央工業へは、城西学園中学校も動員されていた（川口部隊第四大隊編成表）、前掲『諸通達級 第一巻』所収。ともに豊島区にあり、新倉町は近いと判断されたと考えられる。

- (70) 前掲、伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」三一頁。
- (71) 同前。
- (72) 前掲、徳竹剛「通年動員態勢下における学徒勤労働員―東北帝國大 学法文学部伊勢崎隊―」九頁。
- (73) 『教務日誌』一九四四年二月一日、二日、六日の条。
- (74) 前掲、伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」三三頁。
- (75) 『教務日誌』一九四四年二月一日から二五日の条。
- (76) 同前、一九四五年三月五日から九日の条。
- (77) 同前、三月二日に採点報告があり、一五日に合否判定会が開催されている。
- (78) 教二収第三六九五号、一九四四年五月二〇日、東京都教育局長発管下中等学校長宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (79) 立教中学校長帆足秀三郎発東京都教育局長宛「中学校生徒将来ニ於ケル希望ノ状況調」一九四四年七月五日、別紙「中学校生徒将来ニ於ケル希望ノ状況」（前掲『報告書類 昭和十九年度』所収）。
- (80) 希望調の数字と生徒総数が同一の表において合致していない。
- (81) 教総発第二二三号、一九四四年九月二七日、東京都教育局長発管下中等学校長宛（前掲『官公往復文書 昭和十九年度』所収）。
- (82) 「昭和二十年度高等専門学校等入学者選抜実施要項二関スル件」、発專一四〇号、一九四四年一〇月二七日、文部次官発内務次官宛（本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雜件 第五卷 1. 自昭和十九年一月至昭和十九年十二月）所収、外務省外文史料館所蔵、JACRA（アジア歴史資料センター）Ref:B04011479600。
- (83) 米原稜「高等学校及専門学校等の入学者選抜に就いて」（『文部時

- 報』第八二〇号、一九四四年二月一〇日）。この文章は、選抜要項の解説である（ただし、要項自体はここには掲載されていない）。ここでは、一九四四年春には、受験のために移動した者が約五二万人だったのに対して、四五年は約一六万人になり、三期に分けるので各期約五、六万人に制限できると予想している。
- (84) 同前。
- (85) 同前。
- (86) 一九四四年二月一六日、東京都教育局総務課視学係発管下公立中等学校長宛（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。この通牒は、「其ノ筋ヨリ」の通達、すなわち文部省の指示であったことが示されている。
- (87) 教総発第四四七号、一九四四年二月二七日、東京都教育局長発管下公立中等学校長宛（同前簿冊所収）。
- (88) 前掲、米原稜「高等学校及専門学校等の入学者選抜に就いて」。
- (89) 立教大学総長三邊金蔵発立教中学校長宛「無試験入学資格者人数二就テノ申合せ」一九四四年一〇月四日（前掲『諸通達綴 第一巻』所収）。
- (90) 立教理科専門学校長発立教中学校長宛「無試験入学資格者人数二就テノ申合せ」一九四四年一〇月五日（同前簿冊所収）。
- (91) 「入学志願者書類受領ノ件」東京高等師範学校教務課発立教中学校長宛（前掲『官公往復文書 昭和十九年度』所収）。
- (92) 「勤労働員継続ニ伴フ附設課程進学見込数」一九四五年三月二五日、立教中学校長発東京都教育局総務課長宛、教総発一三九号（註97）に対する報告（前掲『報告書類 昭和十九年度』所収）。
- (93) 「学校要覧送付二関スル件」（教総発第五三九号、一九四四年二月二一日、東京都教育局長発公立中等学校長宛）に添付された表（『報告書類 昭和二十年度』所収、立教池袋中学校、高等学校史料室所蔵）。

- (94) 『公文類聚・第六十八編・昭和十九年・第七十四卷・学事二・国民学校・雑載』所収、国立公文書館所蔵、JACRA (アジア歴史資料センター) Ref: A03010206600。
- (95) 教総収発二九一八号、一九四四年二月一日、東京都教育局長発管下中等学校長宛(前掲『諸通達綴 第一巻』所収)。
- (96) 勤業務発第七九一号、日付不明、東京都教育局長・警視庁勤労部長発各国民勤労動員署長・各中等学校長宛(同前簿冊所収)。
- (97) 教総発二二九号、一九四五年三月一〇日、東京都教育局総務課長発公私立中等学校長宛(前掲『学徒報償金二関スル文書』所収)。
- (98) 教総七七四号、一九四五年三月二三日、東京都教育局長発管下関係中等学校長宛(同前簿冊所収)。
- (99) 教総収第九二〇号、東京都教育局長発管下関係中等学校長宛、一九四五年三月二三日(前掲『諸通達綴 第一巻』所収)。
- (100) 「新規中等学校卒業者ノ勤労働員継続ニ関スル措置要綱ニ伴フ上級学校入学者ノ取扱ニ関する件」、動国六〇号、一九四五年三月三日、文部省国民教育局長・専門教育局長通達(「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 第五巻 2. 自昭和二十年一月至昭和二十年十二月」所収。外務省外交史料館所蔵、JACRA (アジア歴史資料センター) Ref: B04011480700)。
- (101) 註92の文書。
- (102) 前掲『立教中学校一〇〇年史』六〇五頁。
- (103) 東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編四』一九九七年、六一九〜六二〇頁。
- (104) 湯田拓史「公立高等学校入学試における市町村教育行政の配分方式―事例としての「姫路方式」―」(『活水論文集 健康生活学部編』第五九集、二〇一六年)。
- (105) 発国六一五号、一九四四年一月一日、文部省国民教育局長発地方長官宛「本邦ニ於ケル教育制度並状況関係雑件 第五巻 1. 自昭和十九年一月至昭和十九年十二月」所収、外務省外交史料館所蔵、JACRA (アジア歴史資料センター) B04011479400。
- (106) 岡田孝平「来年度中等学校入学者選抜に就て」(『文部時報』第八二一号、一九四五年一月一〇日)で、文部省が中等学校入学者選抜方法について解説している。
- (107) 前掲、東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編四』六二〇頁。「朝日新聞」東京、一九四四年二月二九日。
- (108) 同前、東京都立教育研究所編『東京都教育史 通史編四』六二〇頁。
- (109) 同前。以後の経過は、前掲、齊藤勉『東京都学徒勤労働員の研究』五二二〜五二三頁も参照。
- (110) 「朝日新聞」東京、一九四五年三月一五日。
- (111) 「昭和二十年度中等学校入学者選抜情況」一九四五年三月一七日、東京都教育局総務課(前掲『諸通達綴 第一巻』所収)。
- (112) 「朝日新聞」東京、一九四五年三月一八日。
- (113) 前掲、伊藤俊太郎「立教中学校二十世紀 八 嵐と動乱の中で」では、「教務日誌」と一九四五年度に入学した石山春一の回想から、「入試のために児童を集合せせる危険を慮った立教中学校では、内申書のみによって可否を判定したのであった」と述べ、立教独自の判断のよきな指摘をしているが、このような措置は東京都教育局による指示によるもので、立教中学校独自の判断ではなかったのである。
- (114) 「第一学年入学志願者及入学者調」一九四五年四月、立教中学校。なおこの表には、五月二四日に東京都長官に提出した送り状がある(前掲『報告書類 昭和二十年度』所収)。

【付記】 本論文は、立教学院史資料センター・研究プロジェクト4「立教中学校関係資料研究会」での「立教中学校教務日誌」に関する報告の成果を参照している。これらの『教務日誌』の報告を担当された奈須恵子氏、油井原均氏、舟橋正真氏、田中智子氏、そして研究会に参加された市橋祐介氏に記して謝意を表する次第である。

また、長らく立教中学校史料の整理と保存、そして立教中学校及び学院の歴史研究に尽力されてきた立教中学校元教諭の伊藤俊太郎先生が、昨年一月に急逝された。先生には、筆者が中学生の時から指導していただき、また研究者になってからも立教中学校の歴史について多くのご教示を賜った。本来ならば、もっと早くに先生が体験された通年動員態勢下の立教中学校に関する論文を執筆して、ご覧になって頂く予定であったが、筆者の都合により遅れてしまい、先生の学恩に応えることができなかったことは真に慚愧に耐えない。この場を借りて、伊藤先生に対して心から哀悼の意を捧げます。